

平成23年9月第34回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成23年9月13日第34回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小野 一雄 2 番 熊澤 勇

3 番 鞠子 幸則 4 番 相澤 久美子

5 番 渡邊 健一 6 番 高野 孝一

7 番 宍戸 秀正 8 番 安藤 美重子

9 番 鈴木 高行 10番 平間 竹夫

11番 佐藤 アヤ 12番 佐藤 實

13番 山本 久人 14番 熊田 芳子

15番 安田 重行 16番 永浜 紀次

17番 高野 進 18番 島田 金一

19番 安細 隆之 20番 岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
震災復興推進課長	高 橋 伸 幸	税務課長	日 下 初 夫
町民生活課長	安 喰 和 子	保健福祉課長	佐 藤 浄
産業観光課長	東 常 太 郎	わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄
都市建設課長	古 積 敏 男	上下水道課長	清 野 博 文
会計管理者 会計課長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学務課長	遠 藤 敏 夫	生涯学習課長	佐々木 利 久
農業委員会 事務局長	酒 井 庄 市	監 査 委 員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	桜 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 4 2 号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 3 号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 4 号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 5 号 亶理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例
- 日程第 7 議案第 4 6 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4 7 号 阿武隈川河川敷採草地利用事業分担金徴収条例
- 日程第 9 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度亶理町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 0 議案第 4 9 号 平成 2 3 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 5 0 号 平成 2 3 年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度亶理町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 報告第 5 号 平成 2 2 年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 1 5 報告第 6 号 平成 2 2 年度亶理町水道事業会計の資金不足比率について
- 日程第 1 6 議案第 5 3 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度 亶理町防災行政無線整備事業（更新）工事）

午前9時59分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、17番 高野 進議員、18番 島田金一議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

町長提出議案についてであります。町長から追加議案1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（岩佐信一君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤 邦 男 君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、追加議案のご説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げご審議いただきますのは、議案1件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

それでは、その概要についてご説明を申し上げます。

議案第53号 工事請負契約の締結について（平成23年度 亶理町防災行政無線整備事業（更新）工事）につきましては、去る9月5日に入札を執行した工事につい

て、工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決を求めるものでありますが、災害時などの情報伝達手段である固定系地域防災無線のデジタル化移行のための更新工事を施工するものであります。

以上の提出議案であります、慎重ご審議賜りまして原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） 追加提案の説明が終わりました。

日程第3 議案第42号 亘理町町税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第3、議案第42号 亘理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、議案第42号 亘理町町税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、法律名が「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴う改正でございます、改正に当たりましては総務省から示された例、いわゆる準則に倣いまして改正を行ったところでございます。

初めに、今回の改正は第1条から第3条までに分かれてございます。第1条は今回の税制改正でございます、第2条については平成20年の税制改正のときの附則の改正。第3条は平成22年の附則の改正でございます。

第1条 亘理町町税条例の一部を次のように改正する。

なお、内容については別紙の新旧対照表を参照しながら、亘理町町税条例の一部改正の要点について説明を申し上げますので、準備をお願いいたします。

最初に、第26条第1項は町民税の納税管理人に係る申告に関する過料の規定でございます。地方税法第300条では納税管理人の申告を規定しており、第302条では申告に対する過料を規定してございます。今回の改正はこれまでの過料を3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

施行日は公布の日から2月を経過した日からでございます。

第34条の7は寄附金税額控除の規定でございます。第1項といたしましては、特例控除額いわゆるふるさと納税の適用下限の対象額、すなわち最低控除額を5,000円から2,000円に引き下げる改正でございます。例えば3万円の寄附金の場合、これまでは5,000円控除した2万5,000円が控除対象金額でございましたが、改正により2,000円控除したもの2万8,000円が控除対象金額になるわけでございます。

また、第3号は寄附金税制の拡大を図るための関係法令の整備であり、租税特別措置法の第41条の18の3を第41条の18の2に改め、認定特定非営利活動法人いわゆる認定NPO法人に対し、住民の福祉の増進のために寄附をした場合には特定寄附金とみなす規定の改正でございます。現在、認定NPO法人は全国に232団体ございまして、県内には3団体でございます。すべて仙台市に住所がございます。

第2項といたしましては、特例控除額の計算方法でございますが、これまでは地方税法に記載されていた内容をすべて条例に転記してございましたが、今回の改正により条例の条文中に、地方税法「法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。」このように法を引用する形に改正されたところでございます。

施行日は第1項、第2項とも公布の日からでございます。

第36条の3第2項については、町民税の申告の規定でございます。第2項の規定では施行規則第2条の3第1項「各号に掲げる」と、このようになっておりましたが、第1項には各号がないため、記述の変更を行うものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

第36条の4については、町民税に係る申告に関する過料の規定でございます。第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に改めますが、その理由については正しい表現にするためでございます。

施行日は公布の日からでございます。

また、地方税法第317条の5では不申告に対する過料を規定しており、これまでの3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

施行日は公布の日から2月を経過した日からでございます。

第53条の10第1項については、退職所得申告書の不提出に関する過料の規定でござ

ざいまして、これまでの3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

施行日は公布の日から2月を経過した日からでございます。

第61条については、固定資産税の課税標準の規定でございます。第9項及び第10項については、地方税法第349条の3第7項の新設による項ずれのため、法第349条の3第11項から法第349条の3第12項に繰り下げる改正でございます。

施行日は公布の日からでございます。

次のページに移ります。

第65条第1項と次の第75条第1項そして第88条第1項、二つ飛ばしまして第107条第1項、そして第133条第1項までは各税目ごとに不申告に関する過料について規定しており、これまでの3万円以下から10万円以下に改めるものでございます。

施行日はいずれも公布の日から2月を経過した日でございます。

戻りまして第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料及び第105条の2、鉱産税に係る不申告に関する過料、そして二つ飛ばしまして第139条の2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料については新設の条でございます。内容については、不申告に関する過料を10万円以下に規定してございます。

施行日はいずれも公布の日から2月を経過した日からでございます。

第139条の3、特別土地保有税の減免については、第139条の2が新たに新設されたため条の繰り下げでございます。

施行日は公布の日から2月を経過した日からでございます。

附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例については、特例控除額の計算方法ではありますが、これまでは地方税法に記載されていた内容をすべて条例に転記しておりましたが、今回の改正により、条例の条文中に地方税法「法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。」このように法を引用する改正でございます。内容については、これまでの適用範囲額いわゆる最低控除額を5,000円から2,000円に引き下げる改正でございます。

施行日は公布の日からでございます。

附則第8条については、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定でございます。第1項については、免除規定の適用期間を平成24年度から平成27年度までの3カ年間延長する改正と、現在の条例には地方税法の附則に規定し

ている条件をすべて転記しておりましたが、改正により条例の条文中に「法附則第6条第4項に規定する場合」として表示し、法の規定を引用する改正でございませぬ。内容については、免除対象飼育牛をこれまでの2,000頭以内から1,500頭以内に改正する内容でございませぬ。また「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改める字句の整理と、免除する規定となっていた当該事業所得に係る町民税の所得割の額の説明を省略する改正でございませぬ。

第2項については、肉用牛に係る免税の規定に係る記載の整理と特例による所得割の額の規定に係る記載の整理であります、内容についてはこれまでは地方税法の附則に規定する条件をすべて条例に転記しておりましたが、改正により第1項と同様に、条文中に地方税法「法附則第6条第5項に規定する場合」として表示し、法の規定を引用する改正でございませぬ。

また、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改める字句の整理と特例による所得割の額の規定に係る記載の整理として、現在の条例には地方税法の附則に掲げる金額の規定を転記しております、改正により、同様に条文中に地方税法「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」として表示し、法の規定を引用する形でございませぬ。

施行日は第1項、第2項ともに平成25年1月1日からでございませぬ。

附則第10条の2第4項の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定については、高齢者の居住の安定確保に関する法律の「第31条の規定による認定」が「第7条第1項の登録」に改正になったことに伴う改正でございませぬ。これは地方税法附則第15条の8第4項において、固定資産税の減額対象が改正されたためでございませぬ。

施行日は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日からでございませぬ。

附則第16条の3の上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例から、次のページの附則第20条の4、条約適用利子等の額及び条約適用配当等に係る個人町民税の課税の特例までについては、第34条の7の寄附金税額控除及び附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例について記載の整理を行ったため、読みかえ規定が不要になったものでございませぬ。

施行日は公布の日からでございます。

第2条については、平成20年の税制改正において改正した亶理町条例第20号の附則をさらに今回改正するものでございます。

附則第2条は、個人の町民税に関する経過措置の規定でございます。第8項については、上場株式等の配当等に係る配当所得に対する軽減税率、今現在10%でございますが、この軽減税率の適用期間を平成23年12月31日から平成25年12月31日まで2カ年間延長する改正でございます。

第15項についても上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得に対する軽減税率の適用期間を第8項と同様に、平成23年12月31日から平成25年12月31日まで2カ年間延長する改正でございます。

第20項についても条約適用配当等に対する軽減税率の適用期間を第8項と同様に、平成23年12月31日から平成25年12月31日まで2カ年間延長する改正でございます。

施行日はいずれも公布の日からでございます。

第3条については、平成22年の税制改正において改正した亶理町条例第14号の附則をさらに今回改正するものでございます。

附則第1条については、施行期日の規定でございます。

第3号については、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算特例の施行期日を、平成25年1月1日から平成27年1月1日まで2カ年間延長する改正でございます。

附則第2条については町民税に関する経過措置でございまして、第4項については非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算特例の適用開始を、平成25年度以後の年度分から平成27年度以後の年度分まで2カ年間延長する改正でございます。

施行日はいずれも公布の日からでございます。

次に、改正条例の附則第1条については、施行期日でございまして、改正要旨の欄に記載のと通りの施行期日でございます。

第2条第1項については、町民税に関する経過措置でございまして、改正後の附則第8条、これは肉用牛に係る免税の規定でございますが、この規定は平成25年度

以後の年度分の個人町民税について適用する規定でございます。

施行日は平成25年1月1日からでございます。

第3条については、固定資産税に関する経過措置でございます。第1項については、改正後の規定は平成23年度以後の固定資産税に適用する規定でございます。第2項については、改正後の附則第10条の2第4項の規定、これは新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございますが、これは高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日以後に新築される貸家住宅に対して課すべき固定資産税について適用する規定でございます。

施行日は、第1項、第2項ともに公布の日からでございます。

第4条については、罰則に関する経過規定でございます。条例施行前にした行為、附則により従前の例によることとされる町税及び附則により、なお効力を有することとされる旧条例の規定による町税に係る行為に対する罰則の適用については、従前の例による規定でございます。

施行日は公布の日から2月を経過した日でございます。

以上で、議案第42号について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず1点目ですけれども、町民税の不申告で過料が3万円から10万円になったんですね。なぜそういう改正をするのかということと、法律の部分ですけれども、3万円から10万円にした根拠としてなぜ3万円から10万円なのか。それをまず述べてください。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 今回の罰則の強化の理由、根拠といいますと、今回の改正は経済社会状況の変化に対応し、課税の適正化と税制への信頼の一層の向上を図る観点から罰則の見直し強化を図るため、このようになっております。

以上でございます。（「3万円から10万円」の声あり）

3万円から10万円ですけれども、3万円の過料は地方税法というのは昭和25年、

法律第226号にて制定してございます。その当時の過料が3万円でございます。昭和26年からですからもう既に60年間、同じ3万円の過料ということです。今回このような社会情勢が変化している、そしてまた無申告者、また虚偽の申告者、あるいはまた脱税、このような方がふえておる関係でこのような罰則の見直し強化をされた、このようなことでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 2点目ですけれども、上場株式配当所得軽減税率、あともう一つ、上場株式譲渡所得軽減税率、私はいつもこれは金持ち優遇の不公平税制だと思いますけれども、対象者は何人ぐらい互理町にいるんですか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 今年度、平成23年度の課税いわゆる平成22年分ということでございますが、上場株式の譲渡と配当の二つに分かれてございます。譲渡所得者については87名、そしてまた上場株式の配当所得者については111名、このようになってございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 最後に寄附金の税額控除ですけれども、5,000円から2,000円に引き下げるということになると、今まで多分4,000円以内の寄附をした場合は控除されませんね。今度は4,000円でも控除されるんですね、2,000円ですから。そうしますと、平年別でいいですけれども2,000円から5,000円の間の方でどのくらい、わずかな額ですけれども寄附した方は何人くらいいるんですか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 今回の改正において、最低控除額が5,000円から2,000円に引き下げたということでございますが、私がここで把握しているのは5,000円の区切りじゃなくて全体的に寄附金控除の対象者ということで把握してございます。この人数は76名でございます。それでこの5,000円から2,000円に引き下げの該当者ということとは、今のコンピューター上は計算はできないわけでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第43号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第43号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、議案書の9ページをお開き願います。

議案第43号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、町税条例と同様に、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正でございます。改正に当たりましては総務省からの準則に倣いまして改正を行ったところでございます。

亶理町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

なお、内容については、別紙の新旧対照表の28ページを参照しながら、亶理町都市計画税条例の一部改正の要点の6ページについて説明を申し上げますので、準備をお願いいたします。

最初に、条例第2条は納税義務者等でございます。第2項中、法第349条の3に新たに第7項として離島航路事業に供する船舶に対する特例が新設されたことに伴い、現行条例の条文中、「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、項の繰り下げの改正でございます。

なお、第7項の離島航路事業に供する船舶に対する特例とは、離島航路整備法に規定する離島航路事業者が離島航路事業の用に供する場合には、課税標準に3分の1を乗じて得た額とする規定でございます。

また、現行の第18項、第27項、第30項、第31項、第32項、第33項の六つの項が削除されたことに伴い、条文中の「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に、項の繰り上げなど引用条項の項ずれの改正でございます。

施行日は公布の日からでございます。

附則第12項については、地方税法附則第15条は、固定資産税等の課税標準の特例の規定でございまして、今回の改正は項の削除と新設に伴い、引用条項の項ずれの改正でございます。

削除になった項は、第5項から第39項までの合計11項でございまして、新設になった項については第11項、第36項、第37項の3項でございます。なお、新設の項の中でも本条文に関係ある第37項については、港湾運営会社が取得した国際戦略港湾または国際拠点港湾の港湾施設に対する特例規定でございまして、国際戦略港湾において取得された施設にあっては、課税標準に2分の1を乗じて得た額とし、国際拠点港湾において取得された施設にあっては3分の2の額とする規定でございます。

施行日は公布の日からでございます。

次に、改正条例附則第1条については、施行期日の規定でございます。

第2条については、経過措置でございまして、改正後の規定は平成23年度以後の都市計画税について適用する規定でございます。

第3条については、改正後の附則第12項の経過措置でございます。港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの読みかえ規定でございます。

施行日は第2条、第3条ともに公布の日からでございます。

以上で議案第43号について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第44号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第44号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第44号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「亶理町字中町1番地1」を「亶理町字中町東20番地1」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

というようなことですが、今回の改正でございますけれども、この施設につきましてはゆうゆう作業所でございます。現在までございました中町1番地の

1にございました施設が皆さんご存じのとおり、今回の震災で大規模な被害を受けて使用不可能というようなことで、現在まで社会福祉協議会のほうに指定管理者として管理運営を委託しておったわけですけれども、今般、場所を探しておりましたが、亘理町字中町東20番地1、これは郵便局の西隣の建物でございます。こちらが見つかったものですから、そちらのほうで引き続きゆうゆう作業所を開所するため、所在地の変更ということで今回、改正の条例を提案させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず第1点ですけれども、ゆうゆう共同作業所に関連して、今メンバーは何人くらいいるんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 現在、18名の方が通所しております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 18名ですね。スタッフは何人ですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 職員としては3名が常駐しております。

以上でございます。（「臨時は」の声あり）

臨時も3名でございます。あとそのほかに行事のたびにボランティアに参加していただいて活動しております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 3.11大震災以降、前と後で比べて現時点で仕事量は減っているのか減っていないのか。もし減っていれば何割ぐらい減っているのか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 現時点では正式にはとらえておりませんが、新たな施設になったということでやっとなら現在、以前と同じぐらいの仕事ができるようになったというふうには聞いておりますので、ここ数カ月を考えれば当然ながらゼロだったとい

うことで、なお今後、町の業務などもお願いしながら今までどおりに運営できるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第45号 亶理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する 条例

議長（岩佐信一君） 日程第6、議案第45号 亶理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第45号 亶理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例についてご説明いたします。

亶理町介護認定審査会特別会計条例は、廃止する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

今回廃止されます条例でございますけれども、介護認定審査会につきましては亶理・山元両町で毎週行っております。その審査会でございますけれども、山元町に医師が少ないということと、それから医師会が郡単位で構成されているというふう

なことがございまして、この審査会につきましては互理・山元合同で設置をしております。そこで4年に1回ずつ幹事町交代ということで運営をしております、23年度から山元町のほうで幹事町にかわるということになったわけでございます。幹事町のほうで会計も一緒に持ちまして、支給業務等につきましても幹事町のほうで一切行うということでやっておりますので、23年度から山元町でこの特別会計予算をもって支払い業務等を行うということに伴いまして、互理町といたしましては今回の決算をもってこの条例を廃止するという内容でございます。

なお、今後4年間につきましては、一般会計から山元町のほうに負担金という形で支払いをして終わりということになります。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 互理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 互理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第7、議案第46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますけれども、上位法でございます災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されおまして、それに合わせての改正となっております。

それでは、内容につきましては新旧対照表を使ってご説明させていただきますので、新旧対照表の一番最後、裏になりますけれども、30ページをお開きいただきたいと思っております。

それでは、新旧対照表の30ページでございます。

まず改正案のほうでございますけれども、第4条がございますが、この第4条につきましては災害弔慰金を支給する遺族というふうな遺族の規定でございますが、ここに3号といたしまして新たに兄弟姉妹が加わる内容でございます。ただし条件がございます、この前の第2号でございますが、配偶者、子、父母、孫、祖父母まででございますけれども、今まではここにあるアからオの方だけが支給できるというようなことで限定されております。それに新たに加わるわけでございますけれども、条件の一つが今申し上げましたアからオまでの遺族の方が一人もいない場合で、かつその兄弟の方が亡くなられた方と亡くなられた時点で同居しているか、または生活を同じくしている方ということでございます。ですから三つぐらいの条件があるということです。今まで支給対象であった方がまず遺族としていないこと、それから兄弟姉妹であっても亡くなられた方と一緒に住んでいるか、あるいは生計を同じくしていたという場合にのみ支給されるというふうな内容でございます。

したがって上段のほうに第1号がございますけれども、こちらのほうに括弧書きで「（兄弟姉妹を除く。）」というふうなことで規定がございますが、1号・2号でうたっております遺族ということからは兄弟姉妹は除きますと。特別な場合のみですよというふうなことで、ここから除く規定が加えられております。

議案にお戻りいただきまして、附則としましては、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するというふうなことで、さかの

ぼり11日にそのような対象者がいれば該当になるということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 兄弟姉妹を対象にした背景には、自治体によって対象にしているところもあるし、していないところもある。河北の新聞報道でもばらばらだということがあったし、日本弁護士連合会の宇都宮健児会長も、日弁連も国会に兄弟姉妹を対象に入れるべきだという、こういう国民的な運動で法が改正されたというふうに私は認識していますけれども、それでよろしいですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 私も同様に思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） この改正によって、今まで兄弟姉妹が対象でなかった方は亶理町ではいたんですか。何人くらいいたんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 該当された方は、現時点で3名いらっしゃいます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） これは3名の方が申し込んだ場合に、いつ支払われるのか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 基本的には、条例が改正されてからというふうなことなんですけれども、結局、上位法が変わったと。各自治体、先ほど鞠子議員のほうから自治体によって違う場合もあるということがあったんですけれども、ほぼその法律にのっとって条例をつくっているというふうなことで、7月の末に法律が改正になったものですから、それ以降については事務を進めて構わないと。その条例が制定される前であっても上位法に基づいて事務を進めて構わないというようなことございますので、現在進めておりまして来週にも支給できるというふうな状況でございます。

以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 災害弔慰金に關しまして震災以降、避難生活をしている中での事故でお亡くなりになった方がいらっしゃるんですけども、その場合の線引きと申しますか、当日に津波にのまれて亡くなったのであればもちろん対象になるんですけども、どの辺まで災害弔慰金の幅というか自治体ごとに。亘理町はどういう線引きをされているのかお願いしたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 非常に難しい問題なんですけれども、一応基準というものは設けてございます。いろんな場合を設けておりますので、ちょっと持ってきていませんが非常に細かい基準でございまして。ただ、その基準でもって決定ではございません。あくまでも許可とかそういったものと違うことがまず第1点目でございます。まずもって3月11日に起こりました震災が起因しているのかどうなのかということがわかる書類を提出していただければ、それに基づいて審査をして監察医の先生なり弁護士の先生なりが判断をして、関連があるというふうになれば関連死というふうに認められる。ですから、例えば12日まではいいですけども13日はだめですとかそういうことではなくて、その方個人個人の亡くなられるまでの経緯を見させていただいて、当然そこの中にはかかりつけのお医者さんのご意見とか診断書、そういったものをすべて含めまして審査会のほうで判断させていただいて、関連づけができるかどうかというふうな判断でございまして、この条件とか何日以降とかというものではないということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 今の話の続きなんですけれども、医師の診断によってある意味震災関連死と考えることもできるというふうな診断証明書があればこれは適用されるのかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） どういった部分、ちょっと今わかりかねたんですけども、最終的に死亡診断書を書かれた先生が、震災の影響で亡くなったというふうなことであれば当然それはもう。例えば3月11日に被災して亡くなられた方の死亡診断書

は、逆にいうと皆さんそういうふうな形になっておりますので、そういった場合は我々も悩まないで、関連死ではなくて当日の被災者ということで処理をさせていただいているということでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 確かに3月11日基点ですとうなずけますが、それ以降、例えば4月、5月に亡くなったと。医師の診断書によればやはり震災関連死と考えられるというケース、微妙なケースですが、それについてはどうでしょうか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 最終的に審査会のほうで判断させていただくようになるんですけども、その書いてある診断書が当然尊重されるでしょうと。ただ単に何の経過もなく、例えば2カ月後にいきなり亡くなったと。関連死だろうというふうに書かれても多分、審査会のほうでは見ないと思います。当然、3月11日にこういうふうなことに遭って、例えば低体温になってずっと1カ月、入院加療をしていたんですけども、結局、回復しないまま亡くなられたとかというようなことであれば、それは間違いなくなるのではなかろうかと。ただ、最終的に私になるのかならないとかと言うと大変まずいものですから、そういったことで審査会のほうで認められれば、関連づけがされればなるというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） ちなみに今回の災害で亘理町として支払われた災害弔慰金、対象者を含めて何人でどれくらいの金額になっているのか、わかればお聞きします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 最新は9月9日現在でございますけれども、お支払いしたのが284名で、弔慰金の合計額が8億6,000万円ちょうどになっております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号 阿武隈川河川敷採草地利用事業分担金徴収条例

議長（岩佐信一君） 日程第8、議案第47号 阿武隈川河川敷採草地利用事業分担金徴収条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 議案第47号 阿武隈川河川敷採草地利用事業分担金徴収条例についてご説明申し上げます。

まず初めに、状況についてご説明申し上げます。阿武隈川河川敷を利用した採草については、40数年前から協同組合が作付しまして採草地として利用してきましたが、国土交通省が定めた規定、平成11年8月5日付河政発第67号により、河川敷地占有許可準則第6号第1項において、原則的な占有主体としては公共性または公益性を有するものであると定められました。言いかえれば国または地方公共団体が占有することになりました。このことから河川敷を利用した採草地にしている酪農家のために、町が占有する形で国土交通省と占有区間について締結してまいりましたが、今回、大震災により荒浜高須賀地区17.4ヘクタール、逢隈牛袋地区2.3ヘクタールが被災したことから採草ができなくなりました。このことから返還金が発生することになりましたので分担金徴収条例を制定するものであります。

河川敷採草地の占有場所につきましては、先ほど申したように荒浜高須賀地区の17.4ヘクタール、また逢隈牛袋の2.3ヘクタール、そして逢隈小山4.1ヘクタールの総面積23.5ヘクタールで、酪農家が今使っているのは6戸で今採草をしている状況

でございます。そういうことでこの条例についてご説明申し上げます。

第1条 趣旨。この条例は、阿武隈川河川敷採草地利用事業（以下「事業」という。）に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 分担金の徴収。町長は、事業により特に利益を受ける者又は生産組織（以下「受益者」という。）から、その受益の限度において分担金を徴収する。

第3条 分担金の額。分担金の額は、事業に必要な費用の総額の範囲内において町長が定める。

第4条 分担金の徴収方法。分担金は、町長が発行する納入通知書により納入しなければならない。

第5条 分担金の納期。分担金の納期は、当該事業年度の3月末日までとする。

第6条 委任。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第47号について説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず地方自治法第224条、これはどういうふうに定められているんですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 地方自治法第224条につきましては、住民の方等から分担金を徴収する場合は条例によって実施するというふうな内容です。

以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） わかりました。ありがとうございます。

さっき課長が説明したんですけれども、河川敷地占用許可準則第6条第1項、先ほどは占用できる団体は国とか地方公共団体と言いましたけれども、それ以外にあるはずですよ。そこを説明してください。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 準則第6条第1項には原則的な占用主体として先ほどの形がありまして、その中に水上公共交通を担う旅客航路事業者とか、いろいろそういう方が占有することがあるということで書いてあります。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今なぜ制定なのか。逆に言えば今までなぜ制定していなかったのか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今まで土地を借りていたときに、平成11年時点で土地占用の形が変わったんですけれども、それ以前は農家の個人の方でも借りることができたり、また組合として借りることができました。そういうことからお金の徴収については、割賦が来まして農家・組合等が支払っていたわけですが、この条例が変わって、平成11年の時点においては町が占有するような形になっていましたが、この割賦を組合にお願いしてお金を組合が集めて納付していたということがずっと継続していた。ただし今回はこの借りている土地がかなり大打撃を受けまして、採草するような形状ではなくなりました。そういうことで返還金が生じたということで上げたわけですが、平成11年の時点で町が借りた時点でこの分担金条例を制定すればよかったなど、私なりに反省している次第でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 阿武隈川河川敷採草地利用事業分担金徴収条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 阿武隈川河川敷採草地

利用事業分担金徴収条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号 平成23年度亘理町一般会計補正予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第9、議案第48号 平成23年度亘理町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第48号 平成23年度亘理町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成23年度亘理町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33億7,451万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億1,223万2,000円とする。

第2条 地方債の補正。地方債の追加及び変更は、第2表 地方債補正による。今回の全般的な補正内容でございますが、6月補正予算と同様に東日本大震災に関連する事業費の増額補正、もう1点はこの震災によりましての影響による本年度実施できない事業を精査したことによりましての減額補正が主な内容でございます。

それでは、歳出のほうから簡単にご説明を申し上げますので、18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。

特に説明につきましては、大きな金額で特に必要な事項だけにさせていただきますと思います。まず、歳出の中で2款からご説明を申し上げます。2款1項1目一般管理費380万2,000円の増額補正でございますが、右側のほうの説明欄の一般管理費の19節負担金補助及び交付金の補助金ということで、亘理町集会所建設事業補助金ということで110万6,000円の増額補正でございますが、これにつきましては集会所2軒分、浜吉田西公会堂の改修工事ということで今回、2回目ということで限度額内の助成ということで、補助ということで25万6,000円。物置・建具・畳等の改修でございます。あと2番目が柴町地区の集会所の合併浄化槽の設置工事ということでございますので、補助基準額が170万円限度というふうなことでございまして、こういう合併浄化槽については震災とはまた影響が違いますので、2分の1補

助ということでの要項に従いまして85万円の補助金ということでございます。

次に、5目の財産管理費559万4,000円の増額補正でございますが、右側の欄の4目の庁舎管理経費ということで、15節工事請負費で820万円の増額補正でございますが、今、企画財政課のほうの北側に仮設のプレハブを建設しているわけでございますが、ここに現在3階建ての本庁舎がございます防災無線関係の機器、あと地震計関係の機器、あとコンピューターに関しましては2階のサーバー室がございますが、そこで財務会計のサーバー、文書管理、そういうふうなものサーバーと1階の部分にあります町民生活課の戸籍関係のサーバーを今回、こちらの仮設プレハブに入れるということで、空調設備はかなり熱を持つ機械を入れるものですから、当初予定した空調工事費ではとても足りないということでございます。そういうことからの増額と、あと現在それぞれのプレハブがございますが、このプレハブに電気の配線が本庁舎を経由してやっておりましたが、本庁舎が危険な状況にありますので、今回のこの工事によりましてキュービクルから仮設庁舎のほうに本庁舎を経由しないで配線をし直すという電気工事の切りかえ工事も含めまして今回820万円の増額補正をするものでございます。

次の20ページ、21ページをお願いしたいと思います。

一番上の12目の基金管理費3,183万7,000円の増額補正でございますが、これについては25節の積立金ということで、今年度、今回は震災復興基金積立金ということで80件分、3,183万7,000円を積み立てるものでございます。

下の真ん中のところにまいりまして、4項選挙費5目宮城県議会議員選挙費ということで849万2,000円の増額補正ですが、これについては需用費から備品購入費までの経費になっておりますが、特に前回、震災前に県議会議員の選挙が4月初めにあるということで3月から準備に入っておりまして、いろいろな印刷物、あとプレハブのリース関係もやはり需要が高い時期になりますと倍ぐらいの値段になるということございまして、今回、事業費を精査して増額補正をせざるを得ないということでこの金額でございます。下の町の議会議員の選挙についても少額でございますが、できるだけ今のところ同日選挙を予定しているということで最低限の不足する財源の経費を追加補正しております。

次に、3款の民生費でございますが、次の22、23ページをお願いしたいと思います。

す。

3目老人福祉費で1億1,199万2,000円の大きな増額補正額でございますが、説明欄の真ん中のところ、18の細目でございますが、地域支え合い体制づくり事業ということで、一つがサポート拠点事業ということで3,513万6,000円でございます。これは仮設住宅に入居している高齢者の方々のいろいろな心のケアとか相談業務、支援業務の経費でございます、特に大きいのが15節工事請負費ということで、拠点支援の拠点施設整備費ということで3,000万円を計上しているところでございます。同じく同じ事業の中で、もう一つの事業ということで園芸療法拠点事業ということで7,800万円でございます。これについてもやはり大きいのは工事請負費ということで、この園芸療法をするためにハウス等の建物を建てるわけでございますけれども、その拠点施設をつくるということで4,000万円の補充経費を計上している内容でございます。

次に、24ページの一番下の民生費のところ、3項災害救助費、次のページに入りまして26、27ページでご説明を申し上げます。

3款3項1目の災害救助費1億6,403万7,000円の増額補正でございますが、特に大きいのに关しまして、7節賃金につきましては臨時職員20名分、秋口からの20名分の賃金でございます。1,478万4,000円でございます。あとは下にまいりまして15節工事請負費ということで、仮設住宅玄関網戸設置工事等ということで5,330万8,000円でございます。これらの内容については一般質問で町長が答弁しておりまして、今回、網戸の設置と今まで住宅管理費の中で仮設住宅の手すりを設置していたわけでございますが、これが災害救助法の適用になるということでの財源を組み替えるための経費でございます。21節貸付金ということで、災害援護資金ということで39件分、8,754万9,000円を追加補正しているものでございます。

次に、4款衛生費でございますが、4款1項1目保健衛生総務費308万1,000円の増額補正につきましては、これは互理地区行政事務組合経費ということで葬祭場の負担金ということで、今回、火葬炉の整備等が緊急に必要なことによりまして全体事業費で1,476万7,000円かかる中で、国の災害復旧費の補助金が3分の2交付されることとなりますので、3分の1の財源492万円を2町でそれぞれの負担率

に応じて支払うということで、今回、亘理町の場合は308万1,000円が負担金という形になります。

次に、6款農林水産業費でございますが、特に今回については農林水産業費で今回の震災により事業を中止することでの生産によつての減額がかなり大きゅうございますので、減額については今年度、事業ができないということで解釈をしていただいて、28、29ページ、増額の部分でご説明をさせていただきます。

上のほうで、4目農業振興費ということで4億4,936万円の増額補正でございますが、主なものにつきましてはちょうど真ん中よりも下になりますけれども19ということで、東日本大震災農業生産対策事業ということで4億4,875万5,000円の増額でございますが、これについては今回の津波で被災した大型ハウス、穀物乾燥施設の復旧及び農業機械・生産資材等の導入補助金でございます。これについても一般質問で答弁しているとおり、2分の1が国の補助でございます、町では5%の補助を出しております。今回の補正予算では県の4分の1の補助金に関しましては連絡が入ったのが遅かったものですから、今回の歳入財源の中では県費の4分の1の財源は入れておりませんので、それ以外の一般財源を使わせていただいている内容でございます。特に今回は長瀬浜等の大型ハウスの復旧、あと小山地区の生産資材の購入、穀物乾燥施設等の復旧、イチゴパイプハウス等の生産資材の購入、あと花用の大型ハウスの復旧、野菜栽培用等の生産機器の導入経費がそれぞれのトータル経費になっております。

次に、少し飛ばさせていただきます、32、33ページをお開きいただきたいと思いません。

農林水産業費の中で、ちょっと真ん中の段で減額補正ですが、2目漁港修築費1,675万円の減額補正でございますが、これについては漁港修築県営事業負担金の減額でございます、今回、導流堤の改修ができないということで、事業中止ということで減額するものでございます。

次に、7款の商工費。7款1項2目商工振興費604万4,000円の増額については、15節工事請負費ということで、これは中小機構で建設します仮設店舗、事務所等の用地を整備するために公共ゾーンの600平米を造成するための工事請負費を計上しているところでございます。

次に、34、35ページについてでございます。

8款土木費で主なものについてでございますが5項1目住宅管理費、これは574万6,000円の減額補正でございますが、これについては仮設住宅関係の経費を財源組み替えをさせていただいて減額している内容でございます。

次に、36、37ページをお開きください。

9款消防費でございますが、主なものについては9款1項2目非常備消防費1,208万4,000円の増額補正でございますが、これについては19節分担金補助及び交付金ということで、非常勤消防団員補償報償組合負担金ということで単価が2万2,800円の団員の定数分ということで、本町の場合には530名で掛けますので、この金額につきまして組合のほうに分担金を支出するための増額でございます。これは宮城県内での非常勤消防団員の死亡者が非常に多かったということで今回、258名の死亡者を出したということでの負担金でございます。

次に、10款教育費でございますが、2項小学校費の中の2目教育振興費、そして3項2目の教育振興費の中学校費で、小学校で1,558万3,000円の増額補正。そして中学校費では1,607万8,000円の増額補正については、これは扶助費ということで20節の要保護・準要保護児童就学援助費ということで、小学校の場合には238人増になって1,558万3,000円の増額補正、中学校費については164人増になって1,607万8,000円の増ということでございます。これについては被災した方々のお子さんほとんど対象になったということでございます。

次のページ、38、39ページをお願いしたいと思います。

一番下の11款災害復旧費の1項、次のページに入りまして1目、40ページでございますが、農林水産施設災害復旧費ということで4,113万9,000円の増額補正でございますが、これについては委託料ということで農地農業用施設災害復旧事業委託料でございます、畑地の除塩の経費でございます。これについてはイチゴ畑ということで、面積にして約14.6ヘクタール、場所については一本松、新丁、大畑浜の区域でございます。これについては、補助率は90%となっている事業でございます。

その次に、3項の文教施設災害復旧費関係での3目社会教育施設災害復旧費1,362万9,000円。これにつきましては、主なものについては公民館の災害復旧費の中の13節委託料、災害調査委託料ということで511万2,000円。あともう一つは図書

館・郷土資料館災害復旧費ということで、特に図書館関係は15節工事請負費ということで、悠里館の屋根がわら等の災害復旧工事ということで800万円の増額補正でございます。

次に、4項災害廃棄物処理費ということでの1目災害廃棄物処理費24億7,775万9,000円の増額補正でございますが、次のページの42、43ページをお願いしたいと思います。

主な経費については、11節需用費の燃料費ということで、これは重機等の燃料費ということで、これから10月から来年の3月までの経費で不足する金額ということで3,000万円。あと13節委託料ということで、瓦れき撤去業務委託料ということで24億4,175万9,000円。この経費につきましては間もなく県のほうで二次処理の業者が決まる予定になります。そういうことから一次仮置き場から二次処理の県でやる事業の現場まで、今回は瓦れき等を搬出する経費も町でやるということにしておりますので、やはり町の雇用対策も必要なのですべてが県にお願いするわけにもいかないので、そういう経費等で3月分までを見込んだという内容でございます。

14節使用料及び賃借料については600万円の増額補正でございますが、荒浜の一次仮置き場と大畑浜の吉田野球場の隣のパイロットの用地を今回借りさせていただいております。宅地の使用料については平米当たり年額100円。あと畑等については平米当たり35円で1年間お借りするというところでのトータル経費になっております。以上が歳出の主なものでございます。

次に歳入をご説明しますので、すみませんけれども10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入につきまして、1款の町税関係でございますが、1項1目個人町民税、2項1目固定資産税、3項1目軽自動車税、6項1目都市計画税、それぞれ個人町民税で2億1,400万円、固定資産税で3億8,000万円、軽自動車税で800万円、都市計画税で6,100万円、町税トータルで6億6,300万円の減額補正を今回するものでございます。これについては8月で納付書を発送して税額が確定したところでございます。

次に、9款1項1目地方交付税でございますが、今回1億538万6,000円の増額補正でございますが、歳出財源に対して歳入財源の不足分でございます。普通地方交

付税で6,126万8,000円、特別地方交付税で4,411万8,000円でございます。

次に、下にまいりまして13款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金 5 億2,437万5,000円につきましては、説明欄にありますように災害弔慰金負担金、災害障害見舞金負担金について県を経由するというので、県のほうの負担金に財源を組み替えさせていただきましたので、これについては国のほうの負担金のマイナス分でございます。

次の12、13ページをお願いいたします

2 項国庫補助金 6 目災害復旧費国庫補助金20億9,257万6,000円の増額補正でございますが、これについては 6 節災害廃棄物処理費補助金ということで20億8,711万円でございます。

次に、県支出金ということで14款県支出金 1 項 1 目民生費県負担金ということで 6 億1,205万5,000円の増額補正でございますが、先ほどの国からの組み替え分、災害弔慰金負担金、災害障害見舞金負担金、あとそれに災害援護資金負担金ということで追加分、今回これは全額でございますのでその金額が入っております。それらの経費ということでございます。

次に、2 項県補助金の中の 2 目民生費県補助金 1 億1,478万3,000円。これの主なものについては 2 節にあります地域支え合い体制づくり事業ということで、サポートセンターと園芸療法関係で 1 億1,313万6,000円。これは10分の10の補助でございます。

次に、4 目農林水産業費移転補助金ということで 4 億1,592万2,000円については、主なものについては 1 節農業費補助金の中の東日本大震災農業生産対策交付金ということで 4 億1,671万円でございます。補助率は90%でございます。

次のページをお願いしたいと思います。14、15ページ。

6 目教育費県補助金でございますが、2,762万6,000円の増額補正については先ほどこからご説明しておりますように 3 節小学校費補助金、4 節中学校費補助金ということで、児童生徒の就学支援事業補助金でございます。これについて基本的には10分の10というふうに言われているんですけども、今までの文教関係については補助率が10分の10来たことはないので、今回やはり今までの実績を勘案して補助率については80%で歳入を見込んでいるところでございます。

次に、10目災害復旧費県補助金3,992万7,000円。これの大きなものについては3節農業施設災害復旧費補助金ということで、イチゴ畑の除塩事業費ということで3,348万1,000円、補助率90%でございます。

その次に、3項委託金の中の5目民生費委託金5,810万8,000円については災害救助費委託金ということで、これは10分の10、100%来るもので災害救助法に基づくもので、今回はスロープと仮設住宅の網戸関係です。それらのトータル経費となっております。

16款寄附金1項1目寄附金3,215万7,000円については一般寄附金ということでございまして、東日本大震災復興資金として80件分、3,183万7,000円。総務費資金ということで地域共同まちづくりに対して1件1万円、あと総務費資金ということで町民乗合自動車運行経費として2件分で9万円、児童福祉費資金として1件で10万円、教育費資金ということで2件で120万円。これらについて寄附をいただいたところでございます。

次に、最後になりますけれども、16、17ページでございます。

19款諸収入4項1目雑入でございますが、今回の補正額が9,074万2,000円。今回、雑入の中で3節企画財政雑入ということで被災車両売り払い収入ということで393万6,000円の補正をしております。1台当たり3,000円で1,312台を見ております。この車については完全に大破しても関係なく、形があれば1台3,000円で売り払うという金額でございます。現在、大体1月当たり300台のペースで搬出をしているところでございます。

次に、6節町民生活雑入ということで、金属くず売り払い収入ということで8,194万6,000円でございます。現在、7月から始まりまして来年の3月までの見込み額ということで約1万6,389トンを見込んでおります。キロ当たり5円で現在、金属くずの売り払いをしております。今回この売り払いの単価につきましては、やはりこの業者が直接、一次仮置き場に重機を入れて積み込んで、売り払いするところの仙台の受け入れる業者まで搬送するという経費は町で見えておりませんので、全体の中で経費を調整していただくということでキロ当たり5円。今後、市場がどんどん金属くずが多くなりますので単価が下がるわけですがけれども、来年の3月までは固定単価で契約をさせていただいているというところでございます。

あと17節学務雑入でございますが343万4,000円。学校給食費納付金というのは山元支援学校の給食の委託関係の納付金でございます。

次に、20款町債費でございますが、20款1項2目農林水産業債1,350万円の減額補正については、漁港修築事業債の工事を中止することよっての減額でございます。あと7目災害復旧事業債ということで9億7,940万円の増額補正については、今回の災害廃棄物処理事業債ということで3億1,640万円、あと町税等の歳入欠陥が伴いますので歳入欠陥債ということで、減収額6億6,300万円の歳入欠陥債を借り入れるものでございます。

最後に、5ページをお願いしたいと思います。

5ページについては、第2表 地方債の補正でございます。今回、追加ということで歳入欠陥債6億6,300万円を限度額にするものでございます。起債の方法、利率、償還方法については記載のとおりでございます。

変更ということで2件。災害廃棄物処理事業債、今回3億1,640万円を増額させていただいて、補正後の限度額を6億7,190万円にするものでございます。あともう1件が漁港修築事業債については1億3,500万円について、今回事業の中止により補正後の額をゼロとするものでございます。起債の方法、利率、償還方法については記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（岩佐信一君） この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時30分といたします。

休憩なしでいいですか。（「はい」の声あり）では継続いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 5ページで地方債の追加です。歳入欠陥債で二つ聞きますけれども、今年度、地方交付税で措置されている。足りないことも大問題なんですけれども、100%地方交付税で歳入されるのかどうかはまず1点目。第2点目は今まで歳入欠陥債を発行したことはあったのかどうか、その2点です。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず第1点目の歳入欠陥債を今年度借りた場合に、来年度以降の地方交付税の補てんでございますが、今、県からお話を受けている中身では全

額を地方交付税で補てんするというお話をいただいておりますので、現段階としては基本的には100%、償還に関しては補てんされるというふうに考えております。

あと2点目については、今まで歳入欠陥債の借り入れにつきましてはございません。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 100%地方交付税措置される。それは償還期間はいつなんですか、3年とか5年とか。それをまず答弁お願いすると同時に、2点目は15ページ、14款3項1目の関連で期日前投票の場所はどこになりますか。県議会選挙との関連で期日前投票はどこでやるんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 歳入欠陥債の償還期間でございますが、まず据え置きは基本的にはありませんので、来年度から交付税措置で償還をしていくという形だと思います。年限についてはまだ借り入れに入っておりませんので、長期になるか短期になるか、今のところまだ財政当局としては年限は決めておりません。

以上です。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 期日前投票の場所でございますけれども、従前と同じでございます。庁舎前にプレハブを設置してこの敷地内で実施するというところでございます。

以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3点目ですけれども、歳入について何点かお伺いします。

23ページ、3款1項3目サポート拠点事業、これについて2点お伺いいたします。

まず、職員の体制はどういうふうになるのかということと東京都のどこに設置するのか。その下の園芸療法拠点事業、もう少し事業内容の説明をお願いしたいということと、吉田地区といっても吉田地区のどこにハウスをつくるのか。

37ページの10款2項2目、同じく39ページの10款3項2目ですけれども、要保護・準要保護の就学援助ですけれども、先ほど説明がありましたけれども小学校で238人、中学校で164人ですけれども、このうち要保護は何人か。それとさっきの歳

入とのかかわりで15ページ、14款2項6目です。今までは国の補助金から来ていたんですけれども、今度は県の補助金になりますね。これはどういう関係でこういうふうな組み方をしたのか。

最後に41ページ、11款1項1目農地農業用施設災害復旧事業ですけれども、イチゴ畑の除塩費に200万円、どういうことをやるのか。どういう除塩方法をやるのか。これについて答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、1点目のサポート拠点事業関係でございますけれども、職員数でございますが、まず常駐1名を考えております。あとそのほかに現時点で考えておりますのは、看護師の資格のある方5名を雇い入れまして、ローテーションを組みまして常に3人の方においてもらう。事業内容でございますけれども、その3人のうち2人の方につきましては各仮設住宅を回っていただいて、1名の方は常に待機しているというふうな形で進めてまいりたいというふうに現在、考えております。

あと場所なんですけれども、公共ゾーンのちょうど真ん中あたりになるんですけれども、今回の震災でアルバムとかそういったものを展示しているテントがございます。そのテントの東側、そして駐車場が狭いというふうなことで新たに東側に駐車場を整備したところがあるんですけれども、その間に予定しております。

人数と場所につきましては以上でございます。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 2点目の園芸療法拠点事業についてご説明申し上げます。

まずどこの場所かといいますと、全員協議会のほうで場所については吉田支所の北側というようなご説明を申し上げていましたが、いろいろと復興の関係で今イチゴをつくる場所につきましては常磐自動車道の西側にイチゴのファームということでエリアを特定したということでございますので、この場所に約200ヘクタールぐらいの畑地をまず造成したい。そこにイチゴの団地を形成していきたいと考えております。そのやり方は今回被災しましたイチゴ生産農家を対象に、いろいろ就労機会を提供することにより当面の生活支援を講ずるような形で、約15人ほどをお願いしながらイチゴを生産していきたいというような考えでございましたところ、厚生労

働省のほうで地域支え合い体制づくり事業があるということを知りましたので、それをミックスしまして一緒にやれば。いろいろとイチゴの施設をつくるのに莫大なお金がかかりますので。国の補助は2分の1でございます。そういうことで2分の1のお金が来ないことから、この地域支え合い体制づくりのほうから少しでもお金をいただきながら、この事業をできないかということを探していたわけでございます。

園芸療法導入関係でございますが、今回被災しております仮設住宅で生活している高齢者を対象に農作業をお手伝いいただき、生きがい対策の実践または今までイチゴをつくっていた高齢者の就業意欲の向上、またできれば孤独死や引きこもりなどいろいろと今回の仮設住宅の中で高齢者等の事例がありますので、そういうことを打開すべく事業を展開しながらやっていきたいと考えている事業でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、3点目の要保護の人数でございますけれども、要保護につきましては当初では小学校では10人、中学生のほうでは4人見込んでおります。ただし今回の補正につきましては、次の質問にもありますけれども、該当させる内容がちょっと違う内容になっております。そういったことから今回は要保護的には今回の補正では特別に該当させるものというものではございません。

内容を申し上げますと、次の質問にもありますけれども、歳入の関係、この流れですが、これにつきましては当初、文科省のほうから通達が来まして、今回の震災において被災を受けた児童生徒に対して就学援助の該当枠を広げて適用すべしというような内容が来ております。県のほうにも同じように流れておりまして、県のほうに行った内容で県が要項を策定して、その内容によって私のほうが県に申請するという内容になっております。そういったことから今回の補正の仕方ですけれども、当初は国の国庫補助ということで13款で見ていると思うんですが、それは通常、要保護の補助の分、または幼稚園の就園補助金、そういったものを当初で見込んでいたわけですが。ただし今回の補正については先ほど申したとおり、県を経由して町のほうで申請するということが、県からの補助金となります。そういったことから項目が違うということです。

そして先ほど財政課長が申し上げましたとおり、補助率は10分の10以内になっております。と申しますと必ずしも10分の10にはならない。要するに国のほうから多分、県のほうに1回落としまして、この予算の範囲内で県のほうから各市町村に交付されるという状況になると思います。ということから予算的には歳入は歳出の80%くらいで見込んだところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 41ページの農地農業用地災害復旧事業の除塩の方法という質問でございますが、この事業は先ほど財政課長が説明しましたように今回、高屋・一本松・開墾場等のハウス97棟、被災農家が80軒でございます。面積が14.5ヘクタールということでございまして、やり方は今回この地区はミズタケとかネギを若干考えております。そういうことでまず瓦れきを除去しまして、その後泥などの撤去、そして畑地については若干水などをかけながら除塩したというようなことを聞いております。ただ、今後作付において、ちょっと浅井戸の関係でかなり塩分が高いということを聞いております。そういう中で、打開策としては上水道の一次使用、または海外のほうから除塩機などをもらって、皆さんでそういうものを活用しながら12月までのクリスマスに間に合うようなイチゴの出荷態勢を確立したいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） まず今の関連ですけれども、23ページの地域社会体制づくり、これの補助は民生費のほうから1億1,300万円の補助が入っています。その中の歳出にいくと民生費のほうの支出割合が3割ぐらいですか。あとは農政の支え合いのイチゴのほうの高齢者に対するいろんなところでのサポートが7割ぐらいの比重になっている。本来の目的、地域支え合い体制づくり事業は多分、仮設住宅もしくは民間アパートに入っている高齢者、そういう連絡のとれない方々、そういった部分をつなぐようなものがこの事業の本来の性質ではないかと思うんです。目的として。本当の場合は、重点的に置いているのはこっこの農政のほうの農家の方々の年寄りが孤独にならないようにと、園芸施設に従事させる方向でいったというわけだけれど

も、そういう方々は仮設の中でどのぐらいいるのか。またそうなった方々でも実際、80を越えていればハウスに行って作業をするといってもなかなか大変だと思います。送迎するのも大変だし。そういうものに重きを置くのが大切なのか、もっと仮設内の住宅に三つぐらいサポートセンターを置いてくまなくサポートするほうがよりベターなのか。その選択肢がちょっと私は違うのではないかなと考えました。本来の目的である施設の中のサポートセンターとしての役割を充実させる、そういうことに重きを置くべきではないかなと一つは考えます。

あとは27ページ、ここの委託料に福祉避難所運営委託料。賃金に1,478万4,000円、これはどのような内容になっているのか。これはどこに委託するのか。どのような賃金で1,400万円を使うのですか。それがわかりません。

あと33ページ、使用料及び賃借料。下から2番目。ここの中で4万4,000円の賃借料がある。これは多分、中小機構からの住宅・工場、そういうところを建てるための用地の賃借料だというような話ですけれども、わざわざ民地を使う必要があるのか。町の土地が幾らでもあるんじゃないですか。そういうところをなぜ利用しないんですか。払う必要がないのに。もっと利便のいいところに公有地があるんです。それを利用すべきではないかということです。その辺について答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず1点目の地域支え合い体制づくり事業でございますけれども、これにつきましてはあくまでも目的につきましては仮設住宅内に入っている方の高齢者を中心にサポートしていくというような目的でございます。中身的には今までやってきたことを拠点の場所をつくって、そこから各仮設住宅のほうへというようなことで、基本的には同じ内容を重点的に内容濃くして行っていくというふうなものでございますが、その中でこれの関連になるんですけれども、当然今までも町の保健師なりあるいは応援の保健師なりが各戸を訪問しておりまして、その中でそういった農業に昔従事していた、ただもう働く場所もないんだというふうな方をつないだりとか、あるいは収穫祭の際については障害者や高齢者にこだわらず、お子さんなどもそちらのほうにつなげていきたいというふうにご考えておるものでございます。

あと、次の2点目の福祉避難所の累計ですか。この福祉避難所につきましては、今回の震災で通常の避難所に行ったんですけれども、なかなか集団生活が難しいということがその状況によってあったものですから、そういった方たちを既存の福祉施設等々に福祉避難所として町のほうで指定しまして、本来であれば個人で払うようになるんですけれども、その分を災害復旧費等で対応できるような形で福祉避難所と指定をして、そちらのほうで避難生活を送ってもらったというふうな内容でございます。ちなみに施設数につきましては日就苑を初め7施設で、避難者数につきましては39名。延べ人数では1,318名の方が福祉避難所というところに一般の体育館等から移りまして、そちらのほうで生活をしていただいていたというふうな内容でございます。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 地域支え合い、園芸療法拠点事業における高齢者、農業従事者の高齢者が何人かというような質問だったと思うんですけれども、農業高齢者、農業に従事した高齢者の数でございますが、普通の一般の高齢者も対象に50人ぐらいを対象にやっていきたいと考えております。その中でいろいろと医療関係、血液のチェックとか体液のチェックなどをその中で、半年の中で3回ぐらい実施しながらケアサービスのプログラムを開発していきたいということも今回の趣旨の一環でございます。

あと、33ページの使用料賃借料でございまして、今回4万4,000円ほど見ております。これは場所的には荒浜の鳥の海歯科の向かいごろに、今回被災した工場または作業所などをやりたい方が7軒ほどいるんですけれども、その方の借地料ということでございまして、面積が1,700平米ほどありまして、1反当たり1年間で5万円ということで借りていきたいというような考え方をしております。その中でのご質問は、何も民地を借りなくても公共施設等があるじゃないかというようなご質問でございますが、中小機構の事業に関しまして、どこの場所を選定するかにおきましていろいろと庁舎内で調整しました。中学校の校庭の中とかというような話があったんですが、いろいろと公共施設の中でも事業の計画があるというような観点からこの場所を選定したというようなことになりました。そういうことでございまして、ご理解願いたいと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 質問の災害救助費の中にあります臨時職員賃金1,478万4,000円。

これにつきましては現在、仮設住宅の集会所のほうに来ております臨時職員14名でございます。それから物資班のほうに勤務している臨時職員を含め20名分を緊急雇用で雇っておりますので、その緊急雇用は11月から3月までの6カ月、半年です。それを計上して3月まで雇用したいというふうな考えでございます。

以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 保健福祉課長のお答えだと今もやっているというお話のサポート、それを評価するんだということがなされ1億1,000万円もの補助金が国でやってくださいという、出すんですからそれを有効に活用するということは町民がそれだけサービスを受けられるということなんです。各避難所に一つずつあったってよりよいサービスは受けられるということになります。公共の場に1カ所でいろいろ努力しなければならぬというけれども、仮設の一つずつあればそこを利用する。昼飯つくってお上げしたっていいじゃないですか。ボランティアがつくってやったり、利用するんであれば。ただ単に見守り、そういう形ではなくて人を集めて人が寄ってこられるようなサポートができれば子供も寄ってくる、年寄りもやってくる。そのような形のサポートセンターを立ち上げると大いに皆さんは喜ぶと思います。食べ物を通したサポートセンター。そうすればわざわざ個々訪問しなくともその人の生活状況なんていうのは見えるんです。実際、いろいろな面のサポートのやり方があると思います。物を使えば。ボランティアだってそういうことをするんであれば集まってきます。ただ固定したところにおいて巡回でやって、5人で回すからという形なら3,000万円しかかからない。そのかわりもっと金をかけてやれば皆さんにいろいろサービスができるということ。そういう考え、発想になっていただきたいと私は思うんです。やり方からすれば。それは後でなるんでしょうけれども。

あと、臨時職員と日就苑とかいろいろな災害時の避難場所のときの費用はわかります。あとは公共用地の利用じゃなくて理解してくださいというような話ですけども、やっぱり考え方からすれば1銭でも払う必要はないんです。あるんだから。

1反歩で5万円、1,700平米だったら幾らですか、8万5,000円ぐらいですね。8万円だったら払う人がいる。払わなくてもいいんです、公共用地があるんですから。そういうところを何で今利用しないのか。そのほうが町民は理解するんです。何であそこの土地、民間の土地借りたのやと、そういうふうに言われるんです。そういうことでよく考えてやっていただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、町が今までやっているとお話し申し上げましたのは、サポート拠点事業のほうとしてやっている分についてはやっていることの場所がなかったというようなことがございますので、今度はこれを拠点に活動していこうというふうなことで、正直申し上げましてこれからの活動について具体的にすべて決まっているわけではございません。今までお手伝いいただいております社会福祉士会というものが仙台にあるんですけれども、そちらのほうでもいろいろなところで活動しているものですから、その運営方法について我々も手を貸したいというふうな言葉をいただいております、その活動できる場所ということで確保してもらえないかというふうなこともございまして、まずは活動できる場所を確保しまして、その中でそういった社会福祉士会それからこちらの保健師、それから包括支援センター、あと社会福祉協議会等々が集まりまして、具体的な活動方法について協議をしていこうというふうなことになっております。

それで、何もないとまずいものですから、スタートとして先ほど言いました看護師のほうを雇い入れて、まずは独居の方が一番心配なものですから、まずはその方たちの、看護師ですので専門知識もございますので、その辺で健康管理を含めてまずスタートしようというふうな内容でございます。ですから今後、議員のほうからおっしゃったような内容についても検討させていただいて、進めていけるものについては進めていきたいというふう考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） こういう事業を立ち上げていくのはわかるんですけれども、やっぱりこっちは補助金とかが地域で出てきた場合はだれが対象で、その対象の方々が何

を望んでいるかとかいろいろ意見を聞いて、その意見の中でそれを満足させるためには何をするかということよく検討して、こっちから与えるんじゃないくてその方々には何をしてほしいんだと。そうしたらこの人は満足するよ。そういうことを常に頭の中で考えて皆さんの行政執行というのはやっていただきたいと私は思います。

以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 同じく33ページの商工費の公共ゾーン仮設店舗のことです。

整備交付ということなんですけれども、具体的な場所、公共ゾーン広いです。その場所、どの辺に仮設店舗を建てていくことになるのか。また整備事業というのは具体的にどういうふうな整備。砂利を敷いただけなのか、アスファルトを敷くとか。その点と、35ページの土木費の中で公有財産購入費ですけれども、400万円ですけれども具体的に説明していただきたいと思います。

以上です。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず場所につきましては、公共ゾーンで仮設があります。

それで街路が西側のほうに都市計画街路の延伸した道路があると思うんですが、その入り口の小さな事務所のそばに今、被災した車が点在してあると思うんですが、仮設住宅の南側、そして場所的には道路の東側。東西に100メートル、南北に60メートルで約6,000平米の敷地に、今は確かに車等が点在していますのでどの場所かというのが見当たらないんですけれども、白い大きなテントの西側の位置でございます。今回ああいう状況でございますので、その中に山砂を40センチほど敷きます。それで仮設店舗などを建てられるような敷地にしたい。ただ雨が降った場合は水が流れる場所がありませんので、なるべく東側と南側と西側の部分については土水路を掘って、水がそこに集まるようにして一カ所で街路のほうに排水路がありますのでそちらに落としていきたい。

あと中小機構のほうでは仮設店舗を建てます。その通路につきましては簡易的な舗装はやります。あともう1カ所でございますが、荒浜の前の漁港事務所跡地につきましては、そこにも40センチほど山砂を敷きながら造設していきたいというよう

なことを考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 35ページの公有財産購入費の場所ですけれども、県営の下茨田住宅の南側に町道があるんですけれども、町道の名前が町道上茨田道田線と言います。この道路の南側に水路が走っているんですが、この水路敷が現在、民地になっております。なぜ民地になっているかといいますと、昭和50年前後に県営住宅と町営住宅を建設した際に、恐らく開発の許可の関係だったと思うんですが、道路を広げる必要があったということで、その際に用地買収をしないで民地を無償で借りたまま、そのまま水路敷として使っていたということがありました。地権者の方からこの土地をいつまでも無償ということはないだろうということでお話があって、何度か説明会を開きまして、最終的には町のほうで改修させていただきたいというようなことで平成22年度の予算に計上しておりました。3月中旬に説明会を開いて、そしてあと用地協議会というようなことで22年度の予算で執行する予定だったんですが、震災の関係で執行できなくなったということで、今回新たに追加補正で提案をさせていただいたということでございます。面積的には233.53平米です。単価が平米当たり1万7,000円で400万円を計上させていただいたということでございます。

以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 仮設店舗の件ですけれども、簡易の舗装は中小企業基盤整備機構がやるということなんですけれども、例えば入った場合にライフライン、水道とか下水道の整備とかはこれから予算をつけてやるようになるのか、それとも中小企業基盤整備機構が全額持ってやるのか。その点をお尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今の下水道、水道、電気につきましては中小機構のほうでやるような形になっております。そういうことで今、出店する業者のほうにどのぐらいの電気のアンペア数、そういうものを確認しまして、できれば10月の末あたりまでには完成させていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午後0時02分 休憩

午後0時58分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第49号 平成23年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第49号 平成23年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第49号 平成23年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成23年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,427万1,000円とするものでございます。

今回の補正でございますけれども、減免等に伴いまして減額補正するものと、そのための歳入不足が生じることから国の補助金で補てんされる。さらに不足する分につきまして財政調整基金から繰り入れるをすることが主な内容でございます。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出の12ページでございます。1款総務費2項1目賦課徴収費168万円の増額補正でございます。これにつきましては右側の説明の中にごございますけれども、今回の国民健康保険税の減免を行うわけですけれども、その行うためのシステムの改修委託料168万円でございます。なお、この168万円につきましては全額、国庫のほうから補助として支給されるものでございます。

続きまして、11款1項3目償還金43万3,000円の増額補正でございますが、これにつきましても右側の説明にごございますが、高齢者医療制度円滑化運営事業費補助金等の償還金でございますが、補助金の精算に伴いまして精算分としての43万3,000円償還するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

8ページの歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税4億271万3,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして説明欄にごございますが、医療給付費分としまして2億9,715万9,000円、後期高齢者支援金分といたしまして7,591万円、介護納付金分といたしまして2,964万4,000円がそれぞれ減額補正となっております。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが806万円の減額補正、内訳といたしまして説明欄にごございますが、医療給付費分といたしまして441万6,000円、後期高齢者支援金分といたしまして134万2,000円、介護納付金分といたしまして203万2,000円がそれぞれ減額というふうな内容となっております。

続きまして、3款2項1目財政調整交付金4,665万5,000円、同じく6目国民健康保険災害臨時特例補助金1億8,662万2,000円の増額補正でございますが、合わせまして2億3,327万7,000円の増額となっておりますが、これにつきましては今申し上げました国民健康保険税の分での減免分が2億3,159万7,000円ございます。その分と、それから歳出のほうでご説明申し上げました減免に係りますシステムの委託料分168万円。合わせまして2億3,327万7,000円、国庫補助金として支給されるものでございます。なお、この1目と6目の内訳でございますけれども、全体分を財政調整交付金で2割分、それから特例補助金の分で8割分ということで合わせて10割交付されるものでございます。

続きまして9款2項、次のページになりますけれども、1目財政調整基金繰入金1億7,888万1,000円の増額補正でございますが、これにつきましては先ほど税の分の減額が4億ほどありましたが、それに国庫補助金加わるわけですけれども、それでもさらに歳入分で1億7,800万円ほど不足が生じる。この税の不足分につきましては固定資産のほうでの課税免除分、それから所得等が下がったということも含めましてこのぐらいの不足が生じるというふうなことで、その不足分を財政調整基金のほうから繰り入れするものでございます。

最後になりますけれども、10款1項2目その他繰越金72万8,000円の増額補正でございますが、これにつきましては決算剰余金の分の財政調整基金に繰り入れした残り分の端数分を繰越金として増額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 1款ですけれども、今度の3.11で税が減免された被保険者は何人で、そして全体の被保険者の何割かお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 減免されましたのは1,522世帯で、全体からの割合にしますと28.85%になります。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 先ほど課税免除については基金を取り崩して対応するということになっておりますけれども、保険税を減免しようが課税免除しようが大震災で生活が困難になったことに変わりはないです。なぜ課税免除をした人について災害臨時特例補助金の対象にならないのか、これだと理解できないです。これは国の制度だと思わうんですけれども、これはどういうことなんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議員おっしゃるとおり、そのとおりでございまして、例えば加入者、被保険者そのものも例えば免除を受けましてゼロになるというふうなことは結果的には同じでございまして。ただ、課税免除の場合につきましては、国保税の計算をする際の資産枠のほうで計算する場合に、もととなる税務課の固定資産税が既に課税免除というふうなことでゼロになっている。ゼロですのでそこに幾ら率を掛けてもゼロというふうなことで、国民健康保険税の減免条例としてゼロにしたわけではないというふうな理屈でございまして。今回、国庫補助として来ております分につきましては、税務課の固定資産税によりまして一たん国保税として計算をして税金を出しております。ただし、例えば全壊だったということでゼロになるという場合については、一たん国保税で課税しているんですけれども、国保のほうの減免ということでゼロにしたということで、その分が補助対象になりますというふうなことで、東日本大震災における財政支援及び援助に関する法律、ちょっと正確な名称は違いかもわからないんですけれども、この法律の中で国保税の中で減免条例に基づいて減免した分について対象とするという意味になっております。そこで議員おっしゃったとおり、形上は確かに国保としては減免していないんですけれども、結果的には減免しているのと同じだというふうなことで、こちらのほうからも要望を出してございまして、Q&Aのレベルなんですけれども、国としてもそういう不都合が生じているのであれば検討したいというふうなことで、Q&Aレベルですけれども回答はいただいている。ただ正式な文書としてその分が該当になるということでは現時点ではまだ残念ながら来ていないという状況でございまして。

以上でございまして。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 検討するというふうに言うけれども、来るんですから余り言いませ

んけれども、いずれにしてもそういう杓子定規で保険税を減免したところは補助を出す、だけれども課税免除に対しては出さない。こういうことをやられると、また1町だけでなくほかの自治体も国保税、大体財政は厳しいのにそういうことをやられると困るんです。ですからそこは国に強力に要請してほしいということと、最後に医療費の窓口の免除、これは災害臨時特例補助金の対象になるんですか、ならないんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 地元の窓口負担分でございますけれども、補助の対象に全額なります。あと要望につきましては、今後も県を通じまして機会をとらえて要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 基金の残高はこれで幾らになりますか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今回の基金繰入金を除いた後で、繰り入れした後で残額が3億8,629万8,000円となります。ただ、補足でお話しさせていただきますけれども、何回かお話しさせていただいているんですけれども、この3億8,629万8,000円には22年度で税率を改正させていただいたというふうなことで歳入がふえているということと、21年度で県のほうから1億8,000万円借り入れをしている。それから22年度に一般会計から法定外繰り入れとして1億8,000万円繰り入れをしております。合計しますとその繰り入れと借り入れだけで3億6,000万円、さらに22年度の税率改正がないと恐らくここはマイナスになっていくというふうな状況だと思います。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 平成23年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 平成23年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 平成23年度互理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第50号 平成23年度互理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第50号 平成23年度互理町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成23年度互理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,183万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,941万円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の12ページでございます。初めに1款1項1目一般管理費35万円の増額補正でございますが、右側に説明がございまして、国保と同じように介護保険料の減免に係りますところのシステム改修の委託料35万円でございます。なお、今回一般財源というふうなことで35万円を組んでおりますが、これがつい先般、こちらのほうで問い合わせをしまして、国保等と同様にしてほしいということで要望しておりましたが、今回こちらにつきましても補助対象とするということになりましたので、後日補助申請をするということで、12月のところでの補正予算で組み替えをさせて

いただきたいと考えております。

続きまして2款1項1目居宅介護サービス給付費2,400万円の増額補正。同じく2目施設介護サービス給付費2,240万円の増額。同じく2項1目介護予防サービス給付費600万円の増額。同じく6項1目特定入所者介護サービス3,250万円の増額補正。合わせまして保険給付費8,490万円の増額補正をさせていただいておりますが、これにつきましてはサービスを受けた利用者がそれぞれの施設で支払います1割分の負担分でございますが、今回の大震災で被災された半壊以上の損害をこうむられた方につきましては、この利用者負担分が免除されるというふうなものでございます。その免除に伴いまして当然その分各施設に支払いが生じるわけでございますので、その分の支払い分を今回増額補正をしたということでございます。あとここに内訳がございますが、これにつきましても全額、国庫補助として支給されるものでございます。

続きまして、次のページになりますけれども、14ページになります。

4款1項1目介護予防事業費1,147万5,000円の減額補正でございます。同じく2項5目任意事業費247万5,000円の減額補正でございますが、この二つにつきましては右側の説明にございますが、介護予防特定高齢者施策事業費642万円の減額から始まりまして賃金・報償費・旅費・需用費・委託料、そして5目になりますけれども賃金の247万5,000円の減額補正でございますが、これらにつきましてはすべて健康センターで事業を予定しておりましたもので、ご存じのとおり建物そのものがだめになったというふうなことで、その事業ができなくなったことに伴いまして減額補正をするものでございます。

次に、6款1項1目第1号被保険者保険料還付金60万円の増額補正でございますが、これにつきましては今回、3月に亡くなられた方が多かったというふうなこと等がございまして、年度途中での税額が変更になった分の歳出款区分が予算的に足りなくなったということで今回、60万円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、同じく3項1目返還金993万2,000円の増額補正でございますが、説明につきましては次のページの17ページ、右側のほうにございますが、これにつきましては介護納付費交付金と前年度精算返還金ということで、平成22年度に行いま

した介護給付費それから地域支援事業交付金等につきましても、国庫それから県費支払基金等に、精算によりまして返還の出た分を一括で基金のほうに返還するという内容のものでございます。

それでは、次に歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思えます。

まず初めに8ページでございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料8,640万円の減額補正でございますが、これは今回の減免に伴います減免額でございます。

続きまして、3款2項2目地域支援事業交付金286万8,000円の減額及び3目地域支援事業交付金100万2,000円の減額補正でございますが、これにつきましては歳出で先ほど申し上げました健康センターでの事業が取りやめになったことに伴います国庫補助分のルール分、それぞれ事業によりまして国・県・基金・町というようなことで、ルール分としての負担割合が決まっておりますので、事業が少なくなった分に伴いましてその分を減額するというふうな内容でございます。

続きまして、4目介護保険国保補助金1億7,130万円の増額補正でございますが、これにつきましては1款1目でご説明申し上げました保険料の減免による減額分の8,640万円。それから歳出でご説明申し上げました利用者負担分の1割分。支出分をかわりに支払っているというふうなことがございまして、その同額でございますが8,490万円を国庫補助金として給付されるものでございます。合わせまして合計額が1億7,130万円となっているものでございます。

続きまして、4款1項1目介護給付費交付金450万6,000円の増額補正でございますが、これにつきましては右の説明にございますけれども、22年度分の交付金が確定に伴いまして精算として追加で405万6,000円が交付されるものでございます。

続きまして、2目地域支援事業支援交付金でございますが、355万7,000円の減額及びその下になりますけれども5款4項、次のページの10ページをお開きいただきたいと思えますけれども、1目地域支援事業交付金143万4,000円の減額、同じく2目地域支援事業交付金50万1,000円の減額、また同じく8款1項2目地域支援事業繰入金143万4,000円の減額、同じく3目地域支援事業繰入金50万1,000円の減額でございますが、今申し上げました分につきましては国庫補助と同じように健康セン

ターの事業費の減に伴いますルール分としての負担分がそれぞれ減額されたというものでございます。

4目事務費繰入金35万円の増額補正でございますが、これにつきましても先ほど申し上げました減免に伴いますシステムの補てん料として一般会計からの繰り入れというようなことで今回予算措置させていただきましたが、後ほど補助金として申請をいたしますので、これについては組み替えで最終的には減額補正をさせていただくような形になろうかと思えます。

続きまして、2項1目介護給付費準備基金繰入金337万3,000円の増額補正でございますが、これにつきましては返還金を含めまして歳出に不足する分を基金から337万3,000円繰り入れするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 8ページです。1款保険料の減免。国民健康保険と同じことなんですけれども、3.11大震災によって保険料の減免された方は何人で、そして全体の被保険者の何割かを述べてください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今回の減免対象になりましたのは2,387人で、率にいたしますと29.05%でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） もう1点、12ページの2款利用料の免除ですけれども、利用されている方の何人が利用料の免除をされていて、それは何%なのかお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今回、その1割の免除に該当された方が490人でございます。全体の利用者からいたしますと34.53%になります。

以上でございます。（「了解です」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 平成23年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 平成23年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第51号 平成23年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第51号 平成23年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第51号 平成23年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成23年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,418万円とするものでございます。

それでは、今回は初めに歳入からご説明させていただきたいと思いますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

それでは8ページでございますが、1款1項2目普通徴収保険料409万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては今回の震災で納期限が最後の月の分が3月31日から5月31日に延期されております。そこで口座振替分についても同様に

5月31日まで納期限が変更されたわけなんですけど、5月31日に口座振替された分、間違いなく5月31日に振り替えされているんですけども、引き落としされているんですけども、そのお金が実際に町に来ますのが翌日以降になるということで、翌日ですので、つまり6月に入りますので翌年度になってしまうというふうなことで、実際は5月に入っているんですけども、会計上、6月に入ったということで、その分について滞納繰り越し分として予算計上させていただきということでございます。

次に、4款1項1目繰越金69万8,000円の増額補正でございますが、これにつきましては4月、5月に入った分につきましては町の会計では出納整理期間ということで、今回で申し上げますと22年度分の歳入になります。ただし広域連合のほうでは4月分から新年度というふうな予算計上をしております、町では22年度なんですけれども実際に支払いをする支払い先であります広域連合の分が23年度で受けるということになりますので、この分を一たん繰越金として23年度に繰り越しをして、その後、広域連合に支払うという内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、次のページの10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ということで479万1,000円でございますが、これが今ご説明申し上げました保険料の滞納繰り越し分409万3,000円と保険料の繰越分69万8,000円。合わせました479万1,000円をそのまま広域連合のほうに保険料として納付するというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 1点だけ。9ページ、1款1項2目介護繰り越し分。何人の方の繰り越し分ですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 256人分でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 平成23年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 平成23年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第52号 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算
（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第13、議案第52号 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第52号 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出、第1款第1項営業費用、既決予定額7億2,830万5,000円に510万円を追加し、7億3,340万5,000円とするものでございます。

2項営業外費用。既決予定額8,391万3,000円から33万3,000円を減額し、8,358万円とするものでございます。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入、第1款第2項建設改良費、既決予定額2,950万円から2,100万円を減額し、

850万円とするものでございます。

支出、第1款第1項建設改良費につきましては、予算の組み替えを行うものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出、1款1項1目原水費及び浄水費の1,260万円の追加補正につきましては、今回の震災において被災しました福島原発から発生した放射性物質が浄水の汚泥にも含まれておるというふうなことから、汚泥に含まれる放射性物質の測定を行い、処分するための搬出業務の委託料を補正するものでございます。

2目配水及び給水費の750万円につきましては、当初配水池の基本計画の作成を計画しておりましたが、今回の震災によりまして水需要が今後変化するというふうなことが予想されますことから、事業の延期をするため減額補正するものでございます。

2項2目支払利息及び企業債取扱諸費の33万3,000円の減額につきましては、企業債の借り入れ利息の軽減が図られたことから減額するものでございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入、1款2項1目工事負担金2,100万円の減額につきましては、当初予定されておりました県からの受託事業高屋地区の柴鳥排水の改修工事ですけれども、それが延期になったことから減額するものでございます。

資本的支出、1款1項2目拡張事業費の2,000万円の減額につきましては、今回の震災によりまして工事予定をしておりました箇所が震災場所にあるということから、工事請負費の減額をするものでございます。

3目改良工事費で2,000万円の増額、委託料で800万円の増となっておりますが、今回の震災によりまして新鑑川橋外2カ所の水管橋が破損したというふうなことで、水管橋の設計業務を委託するものでございます。工事請負費の1,200万円の増額につきましては、先ほどお話しいたしました県からの受託工事、それから予定箇所等の中止による減額、それから災害復旧工事の追加に伴う増額と相殺いたしまして1,200万円の増額となったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議

員。

3 番（鞠子幸則君） 3 ページです。1 款 2 項 1 目、利率の軽減と言われましたけれども、何%から何%になったのか。

議 長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 当初、2.5%で予定しておりましたが、借り入れの利率が 1.95%になったことによるものです。

以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） もう 1 点だけ。5 ページです。

1 款 1 項 2 目拡張事業費ですけれども、工事予定箇所の延期とありますけれども、主なものは具体的にどこなのか示してください。

議 長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 2 カ所になりますけれども、1 カ所が町道長瀬浜吉田浜線で継続で審議になったんですけれども、そこが被災地に入ったということで1,300万円の減でございます。それから都市計画道路の駅前大通線、これは県の事業にあわせて水道工事とか埋設ですけれども、その分が900万円から200万円になったということで700万円の減で、合計で2,000万円の減となったものでございます。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。11番佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 11ページの田沢浄水場で、排出業務の追加ということで1,260万円ありますけれども、この事業についてもうちょっと詳しくお知らせください。3 ページ。すみません、私が11番だったものですから。3 ページです。

議 長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 今回の福島原発の災害によりまして浄水あるいは下水の汚泥の中から放射性物質が含まれているということがわかったということで、県からの指導も受けまして、必ず汚泥を処分するときは測定をして、その検査結果をもとに外部に搬出しないというふうな指導もありまして、田沢浄水場の中に汚泥施設をつくりまして、そこに汚泥をためて、その汚泥を東北大学にお願いして検査をしていただいて、その検査の結果に基づいて搬出する。汚泥の放射性物質の基準が高

い場合は場外から持ち出してはいけませんというふうな指導がありまして、亘理の場合は持ち出してもいいというか基準よりも随分下ですので、それでこれを中間処理業者に委託をして処分していただいたということでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） これは3月11日以降、どの時期にまず検査を行って、そして大丈夫だという部分なのかもしれませんけれども、量はどれぐらいあったんでしょうか。その後にもまた同じような検査等はしているのでしょうか。その点についてもう一度お尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） この汚泥の検査につきましては7月から毎月1回、実施しております。この基準はキログラム当たり8,000ベクレルを超えるものについては場外から持ち出してはいけません、場内で保管しなさいというふうな基準があるわけですけれども、亘理の場合、7月と8月の2回検査いたしまして、1,600ベクレルになっているところ、あとはまた今お願いしていますので、9月の結果は後でまたわかるようになると思います。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 7月、8月の数値は下がっていますでしょうか、どうなのでしょう。やっぱり一番、飲む水は本当に町民の方も心配していらっしゃる方が多いと思いますので、月1回と言わずにもう1回ぐらい検査しながら町民の方に周知をしていければいいのかなと思いますけれども、その点についてお尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 私が今お話ししていますのは汚泥のことですので、飲み水の検査は別でして、飲み水の中からは放射性物質は全然出ておりません。あくまでも浄水した後に残った汚泥というふうなことで検査をしています。検査は7月、8月やってほとんど同じ、1,600ベクレル程度になっておるところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 汚泥の部分については大分数値が少ないということで地区外に搬出

すると思うんですが、どこの場所に持っていくんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 一応、搬送業者ということで業者に委託しまして、中間処理業者が処理しているんですけども、その処理した材料はセメントの材料として使っているということで、これが放射性物質の基準が高いとセメントの砂としても引き受けてもらえないというふうなことがあるみたいですけども、今の時点では中間処理業者がセメントの材料ということで使っているということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 特にこの原発の 中で汚泥からこういう数字が出たということで、委託料そのものは1,260万円ほどあるわけですけども、この予算的には町の予算で使う、国・県あたりのあるいは電力のほうからの交付金といいますか、そういう財源は出てこないんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） これにつきましては町の予算になると思います。といいますのは、この浄水場の汚泥につきましては大きい で、1日1万トンを超える浄水施設につきましては自分のところで脱水処理施設とかそういうものをつくって処理しなさいというふうになっているんですけども、亘理の場合は4,000ですので受注委託するので、今まではこういう乾燥施設などはつくらなくてもいいというふうになっていたんですけども、今回こういうふうなこともあってほかに搬出するときは検査するようになっていく。それとほかの浄水場でも同じようなことで乾燥施設とかをつくっているような形になっていますので、これにつきましては町のほうで支出するようになると思います。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） ちなみに今回の原発の絡みで特別に今回の汚泥の搬出業務が出てきたということなんでしょうか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 今回、ほかのほうであるいは下水水道から出ているというふうなことで、そういうふうなことできちんと検査するよという話、県のほうか

らの指導とかもありまして今回なったわけですがけれども、ただこれが今後放射性関係が続くと、今回だけでなくで継続してそういう調査をしながら処分しなさいというふうな形にはなるんじゃないかなというふうには思っています。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 放射性物質が出たから検査をしたんだと。その費用は本来は電力ではないかと思うんです。今の課長の話ではこれからもあるかもしれない、ということになればやはり初めが肝心だと思うんです。今後も検査していくならば。いかがなんでしょうか。請求されたらいかがですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） そういうことにつきましては仙南広域も同じなんです。私のほうでは水をつくっているよりも買っているほうが多いものですので、今後そういう仙南広域とかとの絡みも出てきますので、そういうところと話し合いをしながらそういうものについては検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 1点だけ。原発事故で1,600ベクレルということですがけれども、通常のベクレルは何ぼなのか教えていただきたいと思います。ゼロではないと思いますので。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 俗に人体に被害があるという放射性物質、シーベルトという言いあらわし方をするんですけども、このベクレルについては今まで検査したことがないものですので、ちょっとその辺についてはわからないことでありませう。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。10番平間竹夫議員。

10番（平間竹夫君） 関連になるかと思えますけれども、長瀬浜吉田浜線の水道が減額になりましたけれども、ああいう事情になったためにこの事業がまた継続していくのかどうか、その辺お願いします。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） これにつきましては復興計画の中でどういう位置づけになるのか、その辺を検討しながら、今は途中までは入っている状態ですので、その復興計画の部分を見ながら、どちらのほうに動かすのか、あるいはどちらの方向がいいのか、その辺は今後検討させていただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 平成23年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 報告第5号 平成22年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率についてから

日程第15 報告第6号 平成22年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についてまで

（以上2件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第14、報告第5号 平成22年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び日程第15、報告第6号 平成22年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

初めに、報告第5号について当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。

す。よろしいでしょうか。議案書の14ページでございます。

報告第5号 平成22年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明を申し上げます。

平成22年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

初めに、この財政健全化法に基づく指標でございます。4指標ございまして、下に掲載されている内容でございまして、早期健全化基準及び財政再生基準が本町の場合には大きく下回るということと、資金不足についても経営健全化基準を下回り健全財政を維持しているという状況でございます。

それでは、記載の内容についてご説明を申し上げます。

初めに、健全化判断比率についてですが、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率についてはいずれも黒字となっているため、数値としてあらわせないものとなっているものでございます。次に、実質公債費比率については早期健全化基準25.0%、及び財政再生基準35.0%になっておりますが、平成21年度さらに1.1%下回り、9.9%となっております。将来負担比率についても平成21年度をさらに下回り37.9%となっております、早期健全化基準350.0%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率についてでございますが、亶理町公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計、亶理町工業用地等造成事業特別会計の3会計とも資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものとなっているものでございます。

以上で報告を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、報告第6号について当局からの提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、報告第6号 平成22年度亶理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

平成22年度亶理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、下記のとおり報告するものでござ

います。

資金不足比率、亘理町水道事業会計。資金不足比率については資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） 以上で報告第5号 平成22年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第6号 平成22年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第16 議案第53号 工事請負契約の締結について（平成23年度
亘理町防災行政無線整備事業（更新）工事）

議長（岩佐信一君） 日程16、議案第53号 工事請負契約の締結について（平成23年度
亘理町防災行政無線整備事業（更新）工事）についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、別冊になっておりますのでよろしくお願ひします。

1 ページでございます。議案第53号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

記。1、工事名、平成23年度亘理町防災行政無線整備事業（更新）工事。2、請負金額3億7,275万円。

今回の落札率でございますが、92.7%でございました。

3、契約の相手方、福島県郡山市大町1丁目14番1号、富士テレコム株式会社郡山支店。

次に、隣のページの右側の資料のほうをご説明いたします。

平成23年度亘理町防災行政無線整備事業（更新）工事。

1、入札年月日、平成23年9月5日。

2、入札の方法、条件付き一般競争入札ということで、条件につきましては11項目の条件をつけまして、県内に営業所または本店のある事業所ということで、特に

亘理町に指名登録されておりまして電気工事で総合評定値が1,200点以上でございます企業ということで、県内42社が該当にあたるという状況でございました。

3、業者名、株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部、次に富士テレコム株式会社郡山支店の2社でございました。

4、入札回数、1回。

5、工事場所、亘理町字下小路7番地4外町内一円。

6、工事内容、60メガサイクル帯デジタル同報無線整備工事。同報無線系親局設備1式。同報無線系屋外拡声子局設備（既存設備）85式。同報無線系屋外拡声子局整備（新設子局）18台。あと同報無線系戸別受信設備160式。

7、工期、平成23年9月14日から平成26年3月20日までの3カ年計画でございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） これは前からのってきっていたということにつけ加えられた項目だと思えますが、さきの3.11での有線放送とかということを総括した上で問題点とかということクリアしたタイプになっているのかというのが1点。あともう一つは、無線系戸別受信設備160式となっておりますが、これは消防関係、学校、町支所というふうに公営の施設というところに置く無線が160式なのか。2点、説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） まず全体的なお話でございますけれども、こちらの計画したものはデジタル化に合わせていわゆる聞こえにくい場所等の調査を1年かけてやっております。それでもって計画は一応進んでおる状態でございます。当初予算にも3年間の計画でやるというようなことで計上していたんですけれども、今回の3.11で9カ所の施設が倒壊したり、やられたのは3本です。あとは使えなくなったような状態です。それらを総括しているのかといいますと、場所的にはまだそのままのような状態での計画で発注しております。当然、例えば海側にだれも人がいなくなるような状態になる可能性もなきにしもあらずです。そういう場合については復興計

画に合わせて変更をかけていきたいというふうに思っております。まだ今の状態は3月以前の計画のままの状態で一応計画はしております。

ただ言えることは、例えば津波の浸水深の高さです。これについては当然ですけれども通常のような高さでいくと必ずまた同じような津波が来ればそこがだめになりますので、高さを高い位置に持ってこようとは思っております。

それから戸別受信機の160式ですけれども、町関係の施設、学校、それから消防団は入っていなかったんですけれども、防災行政無線の聞こえにくい場所が66カ所ございます。それらを合わせて160カ所というふうな設定をしております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 3.11よりも前の計画を踏襲しているということですが、私たちもその経験を体験しまして、一番大変だったのは停電時、約30分で放送が切れました。そういうふうな停電時の場合の電池の時間を長くとか、ひょっとしたら戸別にソーラーで電池をもたせるとか、そういう考えも、夜だったらそれはちょっとまずいんですが、日中であれば相当の時間もつと思います。

あと今言った戸別の受信施設は難聴地域に66台という形なんですけど、一番心配したのは私たち防災関係が無線の配置がなくて大変苦労したということもございまして、その辺の考慮も必要ではないかと思いますが、その2点よろしく願います。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 議員がおっしゃった中身について、今後すべて検討してある程度災害にたえられるような状態にしていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず第1点が、これはホームページからですけれども、亘理町公告第9号 条件付き一般競争入札です。公告ということで8月10日で公告になります。先ほど総合評価点が1,100点と言いましたけれども、このホームページ上は電気通信工事について総合評定値P、すなわち1,000点以上のものであることとなっているんです。これは1,000点ではないんですか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 大変失礼しました。間違いなくホームページ上では6番目の項目で総合評定値1,000点以上ということで、議員のおっしゃるとおりでございます。訂正させていただきます。

以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 富士テレコムと富士通株式会社、これは資本関係はどうなっていますか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 基本的には系列関係は同じ関係にあるかもわかりませんが、資金的な問題については書類の審査上は問題なしということで判断をさせていただきます。

以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） これは富士テレコムのホームページなんです。そこで主要な株主として富士通株式会社になっているんです。株式の比率はこのホームページ上には載っていないんですけれども、資本提携にあるということが明確なんです。最後に、9月5日に入札して、なぜ13日提出なんですか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 現在、仮契約を9月7日の水曜日に結んでいるわけですが、庁舎の関係でやはり早く業務を執行させていただいて、今現在、仮設のプレハブを用意しております、早くアナログからデジタル化にして防災対策をしっかりやりたいということで、早く議決をお願いしたというところでございます。

以上です。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、デジタル化と言われたけれども、なかなか私の中でイメージがわいてこないんです。今の防災無線とデジタルになってからどのように変わるのかというイメージがよくわからないんですけれども。本当の緊急災害、もう非常事態の場合、音声で逃げなさいとか指示しても地域の方々はなかなか聞こえなかったり、

耳の遠い方もいたりして、周知の方法としてはもっと別な方法でというと、けたたましい音が一と鳴るとか、昔のサイレンのようにね。ああ、この音が鳴ったら逃げなきゃいけないんだと。そのように教えるとか、本当の緊急の場合はこの音なんだよと住民の方々に。そういうものの発声の仕方もこの防災無線の中に入れると皆さんは驚いて、ああ逃げなきゃいけないと。そういう考え方を植えつけるのも一つの方法かなと私は思うんです。音声で教えるよりも。ああ、おっかない音だと。そういうものをひとつデジタルプラス現状の防災無線の中に位置づけして、この音が鳴ったら町民は逃げるという、そういうことをひとつ考えていただきたいと私は思います。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 鈴木議員のおっしゃったことを、実は住民の説明会でどなたかがおっしゃっておりました。ちょっと違うタイプの音声を流せないかという話で、確かにそのとおりです。ただ、今の時点では結構大丈夫なんですけれども、また長年過ぎてきますとそれがまたなれっこになって、非常に感覚的に麻痺してしまうなんていうこともございますので、やはり先ほどの防災訓練の中身で継続してそういうものをきちんと長い期間、植えつけていくというほうがむしろいいのかなというふうな感じはいたします。

それから、アナログとデジタルの違いなんですけれども、デジタルテレビは皆様ご存じのとおりデジタルですと鮮明になります。無線の関係についてはデジタルになるとクリアになるとかはありませんので、その辺は誤解なさないようによろしくお願ひしたいと思います。逆に出すほうはスピーカーの性能でもっていろいろ変わるわけでございまして、そういうことで非常にクリアになるということをございませぬので、その点だけよろしくお願ひします。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 前回、30分もったということだったんですけれども、今回は何分くらいもつのでしょうか。当然そういった条件が。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 大変申しわけございません。確認しておりませぬけれども、約1時間ぐらひはもつという話は前に受けました。太陽光のものについても導入をちょ

っと検討しておりますので、その辺もあわせて検討したいと思います。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） すみません、まとめて質問すればよかった。

これは総務省が電波を有効利用したいということでデジタル化ということだったと思うんですけれども、これは国が全額出すんですか。全額補助でしたか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 従来、この防災行政無線については全国ゼンツウになりますので補助制度はございませんでした。今回、当初予算の中に組んだときに国土交通省の関係で、道路特定財源がなくなったときに繰り替えというようなことで事業ができていまして、亘理町の道路と逢隈の公園と防災無線とセットで認めるという国の事業がありましたので、それにちょっと乗ったということで55%の補助率というようなことで今進んでおります。もちろん道路とセットでないのだめなんですけれども、名前が関連社会資本整備事業とか、それで社会資本の整備とこの防災無線は効果促進事業という名称になるんですけれども、その二つに分かれて社会資本の整備は道路、そのほかの公園と防災行政無線は効果促進事業というようなことで、一応55%の予定です。（「すみません、もう1問」の声あり）

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 全国の自治体で、大体ほぼどのぐらいデジタル化が完了しているのか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） ほとんどまだ完了していないと思います。今から役場もそうですけれども消防もそうです。今からが出発ですので亘理町は早いほうだと思います。

それで、この事業を使っているのはほかの自治体では余りないと思います。ただ今回の震災がある場合、また震災の事業を使う自治体もあるのかなというふうには思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） これは で23年9月14日から2年半ということになります。そこでお伺いしたいんですが、今のやつを使っていって、順調にいけば26年3月に新しく 交代といたしますか、それで立ちあがれるのか。それとも工期が進んでい

て使えるところはもうどんどん使っていく。使えないところはぼっさりいくしかないんですが、アナログのものを徐々に削って行って、設置されたものはすぐに使っていくとか、それはどういうふうになるのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 当然、アナログとデジタルで一気にぽんと変わるようなことにはなりません。実際、今アナログが担っておりますので、それとデジタルと並行して進んでいきます。それで工事が終わったものから切りかえていく。ですから電波はアナログとデジタル両方がずっと最後まで、26年まで飛ばしていくということで並行していきたいというふうに思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 工事請負契約の締結について（平成23年度 亶理町防災行政無線整備事業（更新）工事）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 工事請負契約の締結について（平成23年度 亶理町防災行政無線整備事業（更新）工事）の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時12分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内

容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 高野 進

署名議員 島田 金一